別紙

令和８年度 業務関係標準積算基準書（山口県運用版） 正誤表

頁	正	誤
第1編 総則 第1章 総則 P1-2	**② 設計書の作成要領** **1 設計書の様式** 山口県土木設計積算システムによる様式を標準とする。ただし、事業主管課で別途定めた場合はこれによる。 **2 積算について** （1）技術者単価 技術者単価は、「公共工事設計労務・資材単価表」による。 （2）物価資料を用いる単価 単価の決定は、土木工事標準積算基準書（山口県運用版）の「設計計上資材単価決定要領」に従うものとする。 （3）見積単価 単価の決定は、土木工事標準積算基準書（山口県運用版）の「設計計上資材単価決定要領」に従うものとする。 （4）見積歩掛 国交省積算基準又は本積算基準書に記載のない場合は、土木工事標準積算基準書（山口県運用版）の「見積徴収歩掛決定要領」により歩掛を決定することを原則とする。 （5）業務価格 業務価格は，1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお，複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても，各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切捨て）するものとする。 **3 端数処理の留意事項** 設計業務等標準積算基準書（参考資料）第１編 第１章 第２節 ２－２において、次のとおり定めている。 （7）単価表の合計金額 1）土木設計業務等 原則として，端数処理は行わない。 2）測量業務及び地質調査業務 単位数量当り単価の場合，有効数字４桁（５桁目以降切捨て）とする。 各種業務の積算にあたっては、以下に留意すること。 （1） 測量業務又は地質調査業務以外で，測量業務又は地質調査業務の諸経費率を適用している以下の業務は，端数処理は行わない（（7） 2）を適用しない）。 例１） 測量業務の諸経費率を適用する「洪水痕跡調査業務」，「河川水辺環境調査（河川空間利用実態調査）」，「水質採水作業」，「水文観測業務」等は，（7） 2）を適用せず，端数処理を行わない。 例２） 地質調査業務の諸経費率を適用する「水文調査（井戸調査）業務」等は，（7） 2）を適用せず，端数処理を行わない。 （2）地質調査業務に係る解析等調査は，有効数字４桁とする。 （（7） 2）を適用する） （3）港湾測量業務及び港湾土質調査業務は，端数処理は行わない。 （（7） 2）を適用しない）	**② 設計書の作成要領** **1 設計書の様式** 山口県土木設計積算システムによる様式を標準とする。ただし、事業主管課で別途定めた場合はこれによる。 **2 積算について** （1）技術者単価 技術者単価は、「公共工事設計労務・資材単価表」による。 （2）物価資料を用いる単価 単価の決定は、土木工事標準積算基準書（山口県運用版）の「設計計上資材単価決定要領」に従うものとする。 （3）見積単価 単価の決定は、土木工事標準積算基準書（山口県運用版）の「設計計上資材単価決定要領」に従うものとする。 （4）見積歩掛 国交省積算基準又は本積算基準書に記載のない場合は、土木工事標準積算基準書（山口県運用版）の「見積徴収歩掛決定要領」により歩掛を決定することを原則とする。 （5）業務価格 業務価格は，1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお，複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても，各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切捨て）するものとする。 **3 端数処理の留意事項** 設計業務等標準積算基準書（参考資料）第１編 第１章 第２節 ２－２において、次のとおり定めている。 （7）単価表の合計金額 1）土木設計業務等 原則として，端数処理は行わない。 2）測量業務及び地質調査業務 単位数量当り単価の場合，有効数字４桁（５桁目以降切捨て）とする。 各種業務の積算にあたっては、以下に留意すること。 （1） 測量業務又は地質調査業務以外で，測量業務又は地質調査業務の諸経費率を適用している以下の業務は，端数処理は行わない（（6） 2）を適用しない）。 例１） 測量業務の諸経費率を適用する「洪水痕跡調査業務」，「河川水辺環境調査（河川空間利用実態調査）」，「水質採水作業」，「水文観測業務」等は，（6） 2）を適用せず，端数処理を行わない。 例２） 地質調査業務の諸経費率を適用する「水文調査（井戸調査）業務」等は，（6） 2）を適用せず，端数処理を行わない。 （2）地質調査業務に係る解析等調査は，有効数字４桁とする。 （（6） 2）を適用する） （3）港湾測量業務及び港湾土質調査業務は，端数処理は行わない。 （（6） 2）を適用しない）

別紙

令和８年度 業務関係標準積算基準書（山口県運用版） 正誤表

頁	正	誤
第9編 道路管理関係業務 第4章 橋梁詳細調査業務、橋梁補修・補強設計業務委託歩掛 P9-4-35 赤字になっていなかったため訂正するもの	4.23 報告書作成 (SY100077) (1) 業務内容 数量計算、施工計画を基に概算工事費の算定を行うとともに、調査・設計業務の成果として、設計業務成果概要書、調査報告書、各種設計概要書、設計計算書、設計図面、数量計算書、概算工事費計算書、施工計画書等を作成する。 (2) 適用範囲 報告書作成は、発注形態として以下の２つに区分し、１業務当りの標準歩掛とする。 発注形態：補修設計業務 ： 詳細調査 ＋ 補修設計 発注形態：補修・補強設計業務 ： 詳細調査 ＋ 補修設計 ＋ 補強設計 (3) 標準歩掛 1) 報告書作成 （1 業務あたり） 作業区分 / 技師長 / 主任技師 / 技師 A / 技師 B / 技師 C / 技術員 報告書作成（補修設計業務）：0.50 / 2.00 / 3.00 / 2.00 / 1.00 報告書作成（補修・補強設計業務）：1.00 / 3.00 / 5.00 / 2.00 / 1.00 4.24 照査 (SY100079) (1) 業務内容 山口県業務委託共通仕様書に準じた照査（赤黄チェックによる照査を含む）を行う。 (2) 適用範囲 報告書作成は、発注形態として以下の２つに区分し、１業務当りの標準歩掛とする。 発注形態：補修設計業務 ： 詳細調査 ＋ 補修設計 発注形態：補修・補強設計業務 ： 詳細調査 ＋ 補修設計 ＋ 補強設計 (3) 標準歩掛 （1 業務あたり） 作業区分 / 技師長 / 主任技師 / 技師 A / 技師 B / 技師 C / 技術員 照査（補修設計業務）：0.50 / 1.50 / 3.00 照査（補修・補強設計業務）：1.50 / 3.00 / 3.00 ※赤黄チェックによる照査を含む	4.23 報告書作成 (SY100077) (1) 業務内容 数量計算、施工計画を基に概算工事費の算定を行うとともに、調査・設計業務の成果として、設計業務成果概要書、調査報告書、各種設計概要書、設計計算書、設計図面、数量計算書、概算工事費計算書、施工計画書等を作成する。 (2) 適用範囲 報告書作成は、発注形態として以下の２つに区分し、１業務当りの標準歩掛とする。 発注形態：補修設計業務 ： 詳細調査 ＋ 補修設計 発注形態：補修・補強設計業務 ： 詳細調査 ＋ 補修設計 ＋ 補強設計 (3) 標準歩掛 1) 報告書作成 （1 業務あたり） 作業区分 / 技師長 / 主任技師 / 技師 A / 技師 B / 技師 C / 技術員 報告書作成（補修設計業務）：0.50 / 2.00 / 3.00 / 2.00 / 1.00 報告書作成（補修・補強設計業務）：1.00 / 3.00 / 5.00 / 2.00 / 1.00 4.24 照査 (SY100079) (1) 業務内容 山口県業務委託共通仕様書に準じた照査（赤黄チェックによる照査を含む）を行う。 (2) 適用範囲 報告書作成は、発注形態として以下の２つに区分し、１業務当りの標準歩掛とする。 発注形態：補修設計業務 ： 詳細調査 ＋ 補修設計 発注形態：補修・補強設計業務 ： 詳細調査 ＋ 補修設計 ＋ 補強設計 (3) 標準歩掛 （1 業務あたり） 作業区分 / 技師長 / 主任技師 / 技師 A / 技師 B / 技師 C / 技術員 照査（補修設計業務）：0.50 / 1.50 / 3.00 照査（補修・補強設計業務）：1.50 / 3.00 / 3.00 ※赤黄チェックによる照査を含む